

厚生労働省和歌山労働局発表  
平成 25 年 11 月 29 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 杉山 彰浩
	監察監督官 寫 寿樹
	電 話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

## 建設業の労働災害を防止するための 「年末建設業一斉監督」の実施について

厚生労働省和歌山労働局（局長<sup>ゆずりはしんいち</sup>榎葉伸一）は、和歌山県内の建設業における労働災害防止の取組を強化するため、「ゼロ災（※）」を目指して、平成 25 年 12 月 2 日（月）から平成 25 年 12 月 27 日（金）までの期間を「年末建設業一斉監督実施期間」と位置づけ、管内の 5 つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉監督を実施することとした。

（※ゼロ災とは、労働災害の発生件数をゼロにしようとする運動（ゼロ災運動）における目標を指す。）

### 【趣 旨】

和歌山県における休業 4 日以上<sup>（休業 4 日以上）</sup>の労働災害については、9 月までは前年の発生件数を下回る状態であったが、10 月から増加に転じており、また近畿 6 府県のうち、大阪府、兵庫県、滋賀県及び奈良県はいずれも前年を下回っているところであるが、和歌山県（前年同期 0.4%増）及び京都府（0.1%増）の 2 府県のみが増加している状態となっている。

建設業においては、現在のところ労働災害の発生件数は前年以下に抑制されているものの、台風 12 号災害の復旧工事や高速道路の延伸工事などの公共工事が県下に大量発注されている現状においては、今後の労働災害の増加が懸念される。また、建設業における災害の特徴として、「土砂崩壊により作業員等が生き埋め」といった災害事例のように、災害が一旦発生した場合、他の業種と比べてより重篤な被害が生じる危険性が高いことから、特に労働災害防止の取組

の強化が必要とされる場所である。

さらに、年末の時期は、①年度末に向けての建設工事が大量に発注されて工事全体が慌ただしくなる時期であり、②建設工事における普段の作業内容や生活リズムが変化する時期でもあるため、この時期に不測の災害の発生することが懸念される。

このため、和歌山労働局においては、年末の時期を「建設業の労働災害を防止するための集中的取組期間」と位置付け、建設業のゼロ災を目指して、管内の5つの労働基準監督署において「年末年始建設業一斉監督」を実施することとしたものである。

## 【取組事項】

### 「年末建設業一斉監督」の実施

- (1) 実施期間：平成25年12月2日（月）～平成25年12月27日（金）
- (2) 監督対象：和歌山労働局管内の建設現場
- (3) 実施主体：和歌山労働局管内の5つの労働基準監督署
- (4) 実施要領：別添「平成25年度年末建設業一斉監督実施要領」のとおり
- (5) 重点事項：死亡災害が多い「三大災害（①墜落・転落災害、②建設機械災害、③土砂崩壊災害）」のおそれのある現場を重点対象として、次の防止対策に留意して監督指導を行う。

#### <防止対策>

##### ①墜落・転落災害

足場の設置等による作業床の確保、安全带（命綱）の使用、開口部等への囲いの設置など

##### ②建設機械災害

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、用途外使用の禁止、安全な運行経路の確保など

##### ③土砂崩壊災害

掘削箇所の事前調査、法面の安全勾配の確保、上下水道工事の土止支保工の設置など

# 平成 25 年度年末建設業一斉監督実施要領

## 1 目的

和歌山県の建設業においては、台風 12 号災害の復旧工事や高速道路の延伸工事などの公共工事が県下に大量発注されている現状においては、今後の労働災害の増加が懸念される所であり、また建設業における災害は、一旦災害が発生した場合、他の業種と比べてより重篤な災害に至る場合が多いため、特に労働災害防止の取組の強化が必要とされる。加えて、年末の時期は、①年度末に向けての建設工事が大量に発注されて工事全体が慌ただしくなる時期であり、②建設工事における普段の作業内容や生活リズムが変化する時期でもあるため、この時期に不測の災害の発生することが懸念される所である。

このため、建設業における労働災害防止についての更なる徹底とその周知を目的として、建設業のゼロ災を目指し、管内の 5 つの労働基準監督署において「年末年始建設業一斉監督」を実施するものである。

## 2 実施期間

平成 25 年 12 月 2 日（月）から平成 25 年 12 月 27 日（金）まで

## 3 重点事項

### (1) 墜落・転落災害の防止対策

足場の設置等による作業床の確保、安全带（命綱）の使用、開口部等への囲いの設置など

### (2) 建設機械災害の防止対策

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、用途外使用の禁止、安全な運行経路の確保など

### (3) 土砂崩壊災害の防止対策

掘削箇所の事前調査、法面の安全勾配の確保、上下水道工事の土止支保工の設置など

## 4 監督対象

各労働基準監督署管内で施工中の建設工事現場

## 5 監督実施者

和歌山労働局管内の各労働基準監督署の労働基準監督官

## 6 実施方法

(1) 期間内において、監督指導を集中的に実施する。

(2) 監督指導の実施に当たっては、原則として予告を行わないこととする。